

委員会提出議案第 2 号

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 山本 みちよ

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会会議規則の一部を改正する規則

立川市議会会議規則（昭和51年立川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第9節 公聴会<u>及び</u>参考人（第75条の2～第75条の8） （参集）</p> <p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>その旨を議長が定める方法により、議長に通告しなければならない。ただし、議事堂が使用できない場合にあつては、議長が別に指定する場所に参集するものとし、当該場所に参集した議員は、その旨を議長が定める方法により、議長に通告するものとする。</u></p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告するところにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p><u>4</u> ……略……</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、<u>その案を備え、</u>法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議</p>	<p>目次</p> <p>第9節 公聴会、<u>参考人</u>（第75条の2～第75条の8） （参集）</p> <p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し<u>なければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>（会議時間）</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p><u>3</u> ……略……</p> <p>（議案の提出）</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、<u>その案に理由を付け、</u>法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署し</p>

長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 議会に提出した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長の許可を要する。ただし、会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

2 議会に提出した事件及び動議で前項の規定による許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第一項の規定による許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第23条 ……略……

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

て、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案に、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 議会に提出した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長の許可を要する。ただし、会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議会に提出した事件及び動議で前項の規定による許可又は承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第23条 ……略……

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、必要あると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に

(開票及び投票の効力)

第30条 ……略……

2及び3 ……略……

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第137条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2及び3 ……略……

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 ……略……

2 前項に規定する期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 ……略……

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(答弁書の配布)

第64条 議長は、市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、その写しを議員

投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 ……略……

2及び3 ……略……

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第137条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付記することができる。

2及び3 ……略……

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 ……略……

2 前項に規定する期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 ……略……

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(答弁書の配布)

第64条 議長は、市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、その写を議員に

に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第68条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第1項及び第74条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、投票システムによって、表決を採ることができる。

4 ……略……

(投票による表決)

第69条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 ……略……

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができるものとし、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第75条 議長は、議員の提出した修正案については、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、

配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第65条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第68条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

3 第1項及び第74条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、投票システムによって、表決をとることができる。

4 ……略……

(投票による表決)

第69条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 ……略……

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができるものとし、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第75条 議長は、議員の提出した修正案については、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、

議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、議長は、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 議長は、修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 ……略……

(会議録の記載事項)

第76条 ……略……

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布)

第77条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第78条 前条に規定する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第79条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、議長は、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 議長は、修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 ……略……

(会議録の記載事項)

第76条 ……略……

2 議事は、速記法によって速記する。

(会議録の配布)

第77条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第78条 前条の規定による会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第79条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(委員の発言)

第106条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(答弁書の配布)

第116条 委員長は、市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第119条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第122条 委員長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定してその可否の結果を宣告する。

2 委員長は、起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決を

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の発言)

第106条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(答弁書の朗読)

第116条 委員長は、市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、職員をして朗読させる。

(表決問題の宣告)

第119条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第122条 委員長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定してその可否の結果を宣告する。

2 委員長は、起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決を

採らなければならない。

(投票による表決)

第123条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 ……略……

(簡易表決)

第128条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第129条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願の紹介の取消し)

第135条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議長の許可を要する。ただし、会議の議題となった請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の許可を得なければならない。

2 前項の規定による取消しの申出は、文書によらなければならない。

(請願の委員会付託)

第137条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

とらなければならない。

(投票による表決)

第123条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 ……略……

(簡易表決)

第128条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第129条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願の紹介の取消し)

第135条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、議長の承認を要する。ただし、会議の議題となった請願の紹介を取り消そうとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定による取り消しの申出は、文書によらなければならない。

(請願の委員会付託)

第137条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 議長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の各号に掲げる区分により議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第140条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは速やかに送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理することができる。

(決定の通知)

第146条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の各号に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第140条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは速やかに送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第141条 議長は、陳情書のうち、その内容が請願として取り扱うことが適当と認められる場合は、請願書の例により処理することができる。

(決定書の交付)

第146条 議長は、議会在が第144条の規定による要求に対し決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第148条 議場又は会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第156条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第148条 議場又は会議室に入る者は、帽子、コート、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第36条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。